

## 千葉県産業支援技術研究所受託研究取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、産業支援技術研究所（以下「研究所」という。）が、研究所以外の者から受託して行う研究（以下「受託研究」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (受託研究の基準)

第2条 研究所は、次の基準に該当する場合に受託研究を行うことができるものとする。

- (1) 当該研究が、研究所が行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- (2) 当該研究を受託研究として行うことにより、効率的かつ優れた実績が期待されること。
- (3) 受託研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）が、当該研究成果の事業化を行うために必要な技術力等を有すると認められること。

### (申込み)

第3条 委託者は、委託研究申込書様式第1号（以下「申込書」という。）を研究所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

### (承認)

第4条 所長は、前条の申込書を受理したときは、第2条に定める基準に基づき速やかに審査を行い、受託研究の諾否を決定するものとする。

### (受託研究契約の締結)

第5条 所長は、受託研究を実施しようとするときは、委託者と当該受託研究に関する契約書（以下「受託研究契約」という。）を締結しなければならない。

### (受託料)

第6条 受託研究に要する経費は別表第1のとおりとし、原則として全額を委託者が負担するものとする。

### (受託研究期間)

第7条 受託研究期間は、原則として当該年度内とする。

### (研究の中止及び期間の延長)

第8条 所長は、天災その他やむを得ない理由があるときは、委託者と協議の上、これを中止又は期間を延長することができる。

(報告)

第9条 所長は受託研究を完了又は中止したときは、速やかに受託研究の実施結果を委託者に報告するものとする。

(受託料の精算)

第10条 受託研究を終了し、若しくは中止し、又は、研究実施期間が満了したときは、遅滞なく受託料の精算を行うものとする。

(知的財産権に関する事項)

第11条 当該研究において発生した発明等に係る知的財産権(以下「本知的財産権」という。)に係る出願等の取扱いについては、所長及び委託者が協議の上、定めるものとする。

(成果の公表)

第12条 所長は、受託研究が終了したとき、又は中止をしたときは受託研究により得られた成果を公表するものとする。

ただし、委託者が、業務上の支障があるため、所長に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第13条 研究所に属する研究員は、受託研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、委託者の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。

(協議)

第14条 所長及び委託者は、この要綱に定めのない事項については協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、要綱の運用について必要な事項は所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(様式第1号)

委 託 研 究 申 込 書

年 月 日

千葉県産業支援技術研究所長 様

申請者 所在地  
事業所名  
代表者名

千葉県産業支援技術研究所受託研究取扱要綱第3条の規定により、下記のとおり  
委託研究を申し込みます。

記

- 1 . 研究題目
- 2 . 研究目的
- 3 . 研究の内容
- 4 . 実施場所
- 5 . 実施期間
- 6 . 特許等の実施についての希望
- 7 . 研究成果の公表の方法又は時期についての希望

添付書類

- 1 会社概要

## (別表第1)

## 千葉県産業支援技術研究所受託料算定基準

技術料	1時間あたり技術料 × 当該研究に要する延時間数	
機器経費	機器設備使用料表に定める金額(ただし機器調整費を除く) × 当該研究で使用する延時間数	
需用費	コピー代、消耗品費等とし、実費とする。	
役務費	実費とする。	
光熱水費	次の計算式による。ただし、機器経費に含まれるものは除く。	
	電気料	使用量 kWh × 電気料単価
	水道料	使用量 m <sup>3</sup> × 水道料単価
	ガス料	使用量 m <sup>3</sup> × ガス料単価
旅費	当該研究に要する調査、打合せ等の旅費で、職員の旅費に関する条例等に定める額とする。	
その他	その他必要な費用。実費とする。	
受託料金	技術料 + 機器経費 + 需用費 + 役務費 + 光熱水費 + 旅費 + その他	
備考	<p>(1) 技術料の従事時間には、データ作成時間を含むものとする。</p> <p>(2) 技術料の単価については、依頼試験手数料算出根拠による。</p> <p>(3) 光熱水費の単価については、機器設備使用料表算出根拠による。</p> <p>(4) 計算過程において円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>	